

提案基準（その他） 市街化調整区域内における自動車解体業の施設として、最低限必要な建築物

基準の内容
市街化調整区域に既に存する自動車解体業の施設に、使用済自動車の再資源化等に関する法律による自動車解体業許可に必要な自動車解体作業場及び管理棟に係る建築物を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。
1 「既に存する自動車解体業の施設」とは、従来から自動車解体業を行っていた者が平成 16 年 7 月 1 日前から現在に至るまで使用している自動車解体のための施設であること。 2 建築物の敷地に関する基準は、(1)から(3)まですべてに該当するものとする。 (1) 建築物の敷地は、既に存する自動車解体業の施設内にあること。 (2) 自動車解体作業場に係る敷地の面積は 240 m²以下、管理棟に係る敷地の面積は 60 m²以下であること。ただし、建築基準法第 43 条第 1 項の規定を満たすために、道路まで通路状の敷地を設ける場合は、幅 2m の通路状の敷地の部分に限り敷地の面積に含まないことができる。 (3) 建築物の敷地は、6m以上の幅員の道路に接すること。ただし、周囲の状況によりやむを得ない場合はこの限りでない。 3 建築物に関する基準は、(1)と(2)に該当するものとする。 (1) 自動車解体作業場に係る建築物の延べ面積は、120 m²以下であること。 (2) 管理棟に係る建築物の延べ面積は、60 m²以下であること。 4 本基準は、平成 16 年 7 月 1 日から施行し、平成 21 年 6 月 30 日限り、その効力を失う。

審査の留意点

- (1) 基準 1 の「従来から自動車解体業を行っていた者」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行前(平成 16 年 7 月 1 日前)に使用済自動車の解体を行っていた者であって、平成 16 年 7 月 1 日以降同法の許可申請・届出を行うために県央地域県政総合センター所長と「市街化調整区域内における自動車解体業の施設の屋根等の設置に係る取扱指針」(環境農政部廃棄物対策課平成 16 年 7 月 1 日施行)で定める事前調整(以下「事前調整」という。)を終了した者をいう。
- (2) 基準 1 の「平成 16 年 7 月 1 日前から現在に至るまで使用している自動車解体のための施設」とは平成 16 年 7 月 1 日前から現在に至るまで自動車解体を行っていた施設として、県央地域県政総合センター所長と事前調整を終了したものをいう。
- (3) 既に存する自動車解体業の施設は農地法、土地利用調整条例等、関係法令上支障がないものとする。